

赤穂市告示第50号

令和8年10月18日執行の西播都市計画事業有年土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿について、同年8月18日から同月31日まで公衆の縦覧に供したところ、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第21条第3項の規定による異議の申出がなかったので、同令第22条第1項の規定によりその旨を公告するとともに、この選挙において選挙すべき委員及び予備委員の数を下記のとおり定めたので、同令第22条第4項の規定により公告する。

令和8年9月15日

赤穂市長 牟 禮 正 稔

記

1 宅地の所有者が選挙すべき委員の数	11人
2 宅地の所有者が選挙すべき予備委員の数	5人
3 宅地について借地権を有するものが選挙すべき委員の数	1人
4 宅地について借地権を有するものが選挙すべき予備委員の数	—